

令和5年10月よりインボイス制度が始まります。手続きがお済でない方、まだ判断がつかない方は、もう一度考えてみましょう。

インボイスを日本語にすると、【適格請求書】となります。これは、農畜産物の売り手（皆さん）が買い手（ほかの事業者）に対して発行する、**商品代金及び消費税金額とその内訳**が明記された請求書のことです。売り手は、買い手に対してインボイスの発行義務が発生します。

インボイスが発行できるのは、課税事業者に限られます。**免税事業者はインボイスの発行ができません**ので、注意が必要です。つまり、免税事業者から商品を購入した本則課税の事業者は、その商品に対する消費税控除ができず、全額費用算入することになります。その結果、費用が増加し納付する消費税額も増えることになります。

では、皆さんはどう対処したらよいのでしょうか？

◎現在、**課税事業者の方は**、申請をすればインボイスを発行できるようになります。特にデメリットはありませんので、**インボイス発行事業者になることをお勧め**します。

◎現在、本則課税で消費税申告を行っている方は、仕入れ先がインボイス発行事業者かどうかを確認しておいた方が良いでしょう。免税事業者から商品を仕入れた場合は、仮払消費税を計上できないことで、消費税控除が出来ず、支払った額を全額費用計上することになります。

◎現在、**免税事業者の方は**、**2つの選択肢**があります。

1. 現状のまま。 ⇒ インボイスの発行ができない。
2. 課税事業者になり、インボイス発行事業者となる。 ⇒ インボイスの発行はできるが、**消費税申告（納税）が必要**になる。

※農家である皆さん方には、いくつかの**特例**が用意されています。

①農協特例：農協出荷であれば、多くの場合で皆さんのインボイス発行義務は免除されます。

※発行事業者である**農協がインボイス**を発行することができる特例です。

②卸市場特例：皆さんが卸売市場法に規定する卸売市場を通じた生鮮食料品等の委託販売をする場合、インボイスの発行義務が免除されます。

※発行事業者である卸売市場がインボイスを発行することができる特例です。

※つまり、**農協出荷や市場出荷の場合**は、JAや市場が買い手に対してインボイス発行事業者として、一括してインボイス発行をするので、皆さんが**個人でインボイス発行をする必要はありません**。免税事業者の方でも、**農協や市場出荷のみ**という場合は、現状のままでも大きな影響はないと思われます。

③媒介者特例：家畜市場や直売所は、インボイス発行事業者に代わって（代理で）インボイスを発行することができます。ただし、皆さんが**免税事業者の場合**は、家畜市場や直売所は**インボイスを代理発行することができません**。

※家畜市場に出荷する免税事業者の方は、インボイス発行事業者と比べると入札額に価格差が出るのが考えられます。

※直売所の場合は、これまでの委託販売から、仕入れ販売になるなど、形態が変わることが考えられます。現在出荷している直売所にお尋ねください。

※スーパー等に出荷をしている免税事業者の方は、詳細について出荷先に早めに相談をすることをお勧めします。

※※ 現在免税事業者の皆さんは、インボイス発行事業者になるためには、まず消費税の課税事業者になる必要があります。重要な判断をすることになるため、十分な検討が必要です。

※課税事業者になる手続き、インボイス申請の手続きには**期限**があります。最寄りの税務署等にお尋ねください。

請求書		例
(株) ○△ 御中	△△商店	注1
	T123456789012	
お買い上げ日時	令和5年××月△日	
注2	*は〜いお茶	
	10個×単216	注2 *2,160
	ピポピタンD	
注2	10個×単165	1,650
	*シュークリーム	
	10個×単108	注2 *1,080
合計		4,890
注3	8%対象	3,240
	内税	240
	10%対象	1,650
	内税	150
「*」印は軽減税率8%摘要商品です。注2		

注1 インボイス番号

インボイス発行事業者であることの証明となります。

注2 「*」軽減税率商品

標準税率10%商品と軽減税率8%商品の区別ができるような記載が必要です。

注3 消費税額の表記

消費税額を税率ごとに明確にする必要があります。

免税事業者では「-----」内を明記することができません。

【重要】

消費者（買い手）は、売り手に対して消費税額を負担する義務があります。売り手は、消費者から受け取った消費税を納付する義務があります。納付する消費税額を算出する方法として、本則課税と簡易課税があります。但し、販売金額が1千万円未満の事業者はその申告と納付が免除されます。

インボイス発行事業者から購入した場合の本則課税の経理処理（例）

摘要	貸方科目	貸方金額	借方科目	借方金額
雇用お茶・おやつ代	福利厚生費	4,500	現金	4,890
(株) △△商店 T123456789012	仮払消費税	390		
合計		4,890		4,890

免税事業者から購入した場合の本則課税の経理処理（例）

摘要	貸方科目	貸方金額	借方科目	借方金額
雇用お茶・おやつ代 △△商店	福利厚生費	4,890	現金	4,890
合計		4,890		4,890

肉用牛（子牛）購入の場合 本則課税事業者である肥育農家が、700,000円の子牛を購入した。

インボイス発行事業者から購入した場合の本則課税の経理処理（例）

摘要	貸方科目	貸方金額	借方科目	借方金額
〇〇家畜市場 △月×日せり	素畜費	700,000	預金	770,000
□□畜産 T210987654321	仮払消費税	70,000		
合計		770,000		770,000

免税事業者から購入した場合の本則課税の経理処理（例）

摘要	貸方科目	貸方金額	借方科目	借方金額
〇〇家畜市場 △月×日せり	素畜費	770,000	預金	770,000
合計		770,000		770,000

※このように、免税事業者と取引を行った本則課税事業者は、消費税の納付額が増加し、その分の利益が減少することになります。

※免税事業者の方は、取引先にインボイス発行事業者になることを求められ、価格面で交渉されるようなことが考えられますので、取引先の意向・状況を確認することをお勧めします。